

福島県環境審議会

議事録

(平成18年2月13日)

司会（小檜山企画主幹）

それではただ今から環境審議会を開催いたします。
はじめに生活環境部長よりごあいさつ申し上げます。

根本生活環境部長

福島県環境審議会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、先週に引き続き、本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の審議会におきましては、昨年7月29日の諮問以来、これまで全体会及び部会で活発に御議論いただきました廃棄物処理計画の見直しについて、その答申案をまとめていただきましたので、その御審議をお願いするものでございます。これまでの有意義な御審議に対し、厚く御礼申し上げます。

また、本県では全国第一位の水質を誇る猪苗代湖を始めとして水環境の保全に積極的に取り組んでおりますが、本日は県内の水環境の状況の把握と保全対策の基礎とするために毎年実施しております河川、湖沼、海域や地下水の水質測定に関する平成18年度計画について御審議をお願いするものであります。また水環境保全のための指標となります水質環境基準の類型指定の見直しについても御審議をお願いいたします。そのほかPCB 廃棄物処理計画や前回に引き続き地球温暖化対策推進計画について御意見を御願ひするものでございます。いずれも環境と共生し循環型社会を実現する上で極めて重要な計画等でございます。委員の皆様の忌憚のない御意見・御提言をお願い申し上げます。どうぞよろしく御願ひいたします。

司会

議事に入る前に資料の確認をお願いします。

（資料の確認）

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第7条第2項に基づき、中村会長に御願ひすることいたします。よろしく御願ひいたします。

中村会長

こんにちは。年度末近くとなり委員の皆様方には公私ともにお忙しいところご出席いただきありがとうございます。風はまだ冷たいですがどこかで春が生まれている、そのような感じを受ける今日このごろです。さて、本審議会におきましては昨年7月29日に福島県廃棄物処理計画の見直しについて知事から諮問がなされました。この間、3回にわたる部会と1回の全体会が開催されるとともに、市町村等への照会や県民意見の募集等も広くなされました。事務局の多大なご苦労とともに、また御協力いただきながら引地部会長始め第2部会の委員の皆様方にはきわめて活発な熱意あふれるご審議があり厚く感謝申し上げます。本日は第2部会の1月19日の審議を踏まえての答申案を中心に御審議いただきたいと考えております。お陰様で第2部会からの答申案は内容的にも充実しきわめて完成度が高いものと考えております。今回は全体会といたしまして、審議会全員の皆様方の内容の濃い積極的な御意見を集約した形で答申といたしたいと考えておりますので、御協力をよろしく御願ひいたします。なお、本日はただ今の福島県廃棄物処理計画の見直しについて、それから平成18年度水質測定計画について、それから水質環境基準類型指定の見直し等について、がございます。その間、長くなりますので休憩を入れまして、その他に入りまして、1つが福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処

理計画について、続いて市町村合併に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域等の指定について、そして前回の継続分といたしまして、福島県地球温暖化対策推進計画について、と議事が進むことになっております。その他、事務局からの報告等もあるようでございますので、委員の皆様方には活発な御意見・建設的な御提言をお願いいたします。一応終了の予定時刻を16時40分頃と考えておりますので御協力をお願いいたします。それでは恐縮ですが座っての議事進行を御容赦願いたいと思います。

それでは始めに議事録署名人を選出いたします。私の方から指名することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

それでは御異議がないようでございますので、議事録署名人といたしまして、

岡崎 正治 (おかざき まさじ)委員 と

新妻 香織 (にいづま かおり)委員 を2人を指名します。よろしくをお願いいたします。

それでは審議に入ります。まず、議事の1番、福島県廃棄物処理計画の見直しについてでございますけれども、第2部会でとりまとめた答申案につきまして、引地部会長の方から御報告を一つよろしくをお願いいたします。

引地第2部会長

まず、始めに第2部会における審議の経過について説明いたします。

資料の1の3をご覧ください。

(資料1の3により説明)

答申案につきましてはページ数が非常に多いことから、概要版を用いて説明させていただきます。

(資料1の2により説明)

議長

はい。ありがとうございました。今、引地部会長の方から今回の廃棄物処理計画の見直しに関します答申案のいきさつとそれからご説明があった訳でございます。非常に範囲が全体で63ページのを概要についてということで、資料1の2のような形で概要にまとめていただき、それを部会長の方からご説明いただいた訳でございます。答申に向けてある程度区切ることも必要かと思えますけど、ただ時間的な問題もございますので、まず最初に廃棄物処理計画の見直しの趣旨のところ、第1章のところでお気づきの点等ございませんか。かなり第2部会の方で検討しておりますので、成熟度は高いと考えております。

よろしいでしょうか。もし何でしたらあとでまた全体見直しということで、御意見を賜ればというふうに思います。

次に第2章の一般廃棄物の処理に関しまして、このところを全体にわたりまして、28ページまでで何かお気づきの点等ございますでしょうか。大きいのはごみの減量・適正な処理に関する目標の設定ということで、一人一日あたりのごみの量を930グラムにするという、リサイクル率を26パーセント、一日あたりの最終処分量を225トンとするという目標に向けて、実際はより具体的にどう施策体系を用い実現するかということが大事かと思えます。そこを中心にいかがでしょうか。

岡崎委員

23ページになんですが、そこに県の役割という項目がありまして、その中身の4行目ですね。県民が主導するもったいない運動と、書いてございますが、現段階では県民が主導するというより県が主導しているような状況に私は思えるんですが、あえてこのような表現にした理由があればお伺いしたいなと思います。

事務局（渡辺一般廃棄物対策グループ参事）

県民が主導するという表現についてですが、循環型社会形成推進計画の中におきまして、このもったいない運動のあり方については、かなり議論がされたと思いますし、本日まで出席の皆さんももったいないのあり方について、どうやって進めていくのか、それから基本的には誰がやるのか、それについての御議論が多々あったと存じております。そういう観点から私どももいたしましては、県民が主導であるべきかなと、そういった形でやっていくのがこの運動の広がり基本なのかなというふうに、先の循環型の意見交換の中でも捉えておりましたし、私どもこの廃棄物処理計画の中でもそのような観点で取り組む方が今後の展開にあたってはよろしいのかなということで、このような表現にさせていただいているということでございます。

議長

そのような方向でということでございますけれども、いかがでしょうか。

岡崎委員

はい、分かりました。

議長

他の委員の皆さん方、はい、長沢委員お願いします。

長沢委員

21ページの市町村の役割の意識改革の推進にいくつかの例が出されているように、環境教育の推進で に入るかどうか分からないのですが、今、市町村レベル、つまり地域レベルでボランティア団体、NPOとかその他のグループのごみ減量リサイクルの活動ができてきております。その取り組みに対しまして、何らかの形で市町村が支援をするという、精神的な面といいですか支えといいですか、そういったことが非常に大切なのではないかなと思うんですね。市町村によって差があるんですけれども、原町の場合はですね、自主的活動に対しまして、長い年月がかかってなんなんですけれども、市町村の方で、つまり役所の方で大変に後押しをしてくださる。それがやっている団体にとっては非常に励みになるんですね。そういった項目を入れられたらと思いました。それともう1つなんです、ここにライフスタイルの転換、ですね、そのところの2つ目のポッチで「廃棄物等減量推進員を設置し」と書いてあり、下にちゃんと説明されておりますが、これもこういった条例に基づいて委嘱されてやっている市町村とそれから既存の組織をうまく活用しているところもありますね。例えば、保健委員とか保健協力委員とか、そういった人たちを取り込んで、そこで啓蒙啓発などもなさっていますので、その辺は、ここで選別というか、それも入れるのか、こういったところに入り込んで理解していいのか、その2点お願いします。

事務局（渡辺参事）

まず第一点の市町村の支援ということですが、基本的には18ページに県の役割というのが

ございまして、それぞれ県民、市町村、県、そして事業者という役割をこの部分は一応その立場を明確にして役割を果たしていただくのではないかと、ということで整理をさせていただいておりますし、今までそのような議論も重ねてきたところでございます。確かに今委員がおっしゃるとおり市町村の役割のところ市町村の支援もという気持ちも分かりますが、それをやっていきますと市町村も当然ながら支援してもと思いますし、原町市がとりわけ支援されているということもあるかとは思いますが、県も当然そういった動きを現実に支援しておりますし、これからはどうしていかしていますし、国もいろんな方面で支援をしていただいているということもございまして、この部分は、今、長沢委員がおっしゃったそういうことにつきましては、市町村、行政の役割としては当然支援していくということがございますので、ここに表示をいたさなくても、よろしいのかなど。気持ちは分かりますので、役所ももっとがんばれ、行政はもっと支援しなさいという気持ちは分かりますが、そこをあまり強調いたしますと、ごみの減量については基本的にどこがやるのか、県民なのか、行政なのか、事業者なのか、という根本的な議論もまたあるかとは思いますが、どちらがということではなくて、それぞれに必要なことではありますが、基本的には我々県民がそういう意識をもって取り組む中での行政の支援ということだと思っておりますので、その辺でご了承をいただければと思います。

議長

よろしいでしょうか。

はい、羽田委員。

羽田委員

今の21ページのところなんですけれども、下の13のところございますね、欄外に注が書いてある、わざわざ市町村の社会的信望がありと付いているんですけれども、かつ次に一般廃棄物の適正な熱意と識見を有する者のうちからだけでよろしいのではないのでしょうか。この社会的信望というのはかえて今の時代にマイナスの方に働くような感じがしますので、これをわざわざ入れなくてはならないのか。熱意があってやる気のある人をお願いすればいいのであって、社会的信望はいらないのではないかと思うんですけれども、わざわざここに書く必要は。

事務局（渡辺参事）

昨今の社会情勢がいろんな意味で信用といいますが、信望があるのかどうかというのが全国的にそういった話題が提供されているのでこうした訳ではないんですけれども、この辺は委員の皆様のお意見を頂戴したいと思います。

議長

はい、ありがとうございます。羽田委員の方から欄外の片括弧13番の熱意と識見を有する者うちからという文言につきましては、事務局から委員の皆さん方の御意見にということで出てきておりますけれども、いかがでしょうか。もし羽田委員、御意見がございましたら具体的な形をお願いします。

羽田委員

市町村は「社会的信望があり、かつ」を取りまして、一般廃棄物の適正な処理と熱意と識見を有する者のうちからだけでよろしいのじゃないかと思うんですけれどもね。

議長

そうしますと、もう一度ちょっとお願いします。

羽田委員

市町村は、以下「社会的な信望があり、かつ」までをカットして、一般廃棄物の適正な処理と熱意と識見を有する者のうちからだけで分かるのではないのでしょうか。

事務局（渡辺参事）

この廃棄物等減量推進員といいますのは、廃棄物処理法5条の8、これに記載されておりますその中身が、このような表現で規定されている訳でございます。従いまして、その規定どおりの表現とさせていただいている訳でございますが、やはりそこまで言う必要はないんじゃないかと、委員の皆様の御意見であれば、削除することもやむなしとっております。その辺の御意見を頂戴したいということでございます。

議長

今、事務局の方からは廃棄物処理法の規定どおりの文言ということでございますけれども、羽田委員といたしましては、「社会的信望があり、かつ」というところをはずして、市町村は一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、という形でどうかということでございますが、いかがでしょうか。審議会としてはそういう御意見でソフトな感じで進めると、ということではよろしいでしょうか。すなわち、「社会的信望があり、かつ」を除いてはどうかという方向で進めるということではよろしゅうございますか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。そういう方向で一つよろしくお願ひしたいと思います。
それでは他にございますか。

紺野委員

一般廃棄物も産業廃棄物も平成22年度は目標を達成しないと見込まれているということですね。そこから心配ごとでご質問したいのですが、今、不況で工場も中国に進出しているから廃棄物は少なくて済んでいるんですね。これからますます一般廃棄物も産業廃棄物も増えていく。そういう状況の中で22年度に目標は達成しないと見込まれている以上、県の方でこのままいけば一般廃棄物も産業廃棄物も残余年数といいますか、埋立の残余年数が短くなる訳ですよ、このまま行けば。今後、そういうことで設置動向といいますか、最終処分場の設置動向とその残余年数を伸ばすための、いろいろ基本方針は載っておりますけれども、このままいっちゃったら心配事ばかりなんで、そういったことでの具体的な県の方で考えている方法があるのか、それをちょっとお聞かせ願ひたい。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

産業廃棄物対策グループの河津です。産業廃棄物について、このページでいきますと40ページのところに残余年数の見通しということで書いております。中程のイのところ、処理業者等の設置する最終処分場の残余年数の見通しということで、下の方から3行目あたりに、管理型の最終処分場については平成17年度末で約8年、それから平成22年度については約3年ということで、この計画が終わる頃には約3年になってしまうということになります。そのために

ここで目標を掲げておりますけれども、廃棄物の量は増えていくけれども、最終処分量は抑えていかなければならない。そのためにリサイクル率を上げたり、結局全体量として最終処分量を下げる、というような計画で作っております、その意味からするとやはり厳しいことは厳しい。そこで計画の中でもいっておりますけれども、処分場の確保をいかにするかが課題として残っております。その意味で、ここにも書いてありますけれども、公共関与とか、今、民間の方も動いておりますので、それらの動向を見ながら、バランスよくというのは、いろんな方法を考えながらバランスよく整備していく。民間が基本ですけれども、足りないものについては公共関与にしていくとか、全体的にみながらやっていくというのが計画でございます。22年までの計画ですので、それ以降については、その辺の状況を踏まえながら更にまたその時点で考えていくことが当然必要であると考えております。

議長

非常に微妙な経済状況、それから社会情勢を踏まえてはおりますけれども、そういう方向で進めたいということでございますが、よろしいでしょうか。

引地委員

今の意見に対して、ちょっと私からも言わせていただきますと、産業廃棄物で特に管理型処分場に今まで多く埋め立てていたものというのは、焼却灰とか汚泥なんですね。産業廃棄物で一番多いのは汚泥なんですね。その汚泥が非常に多いのでそれを減量化するとか、それをリサイクルできる、資源化できるような方法を今後ますます検討して、そして最終処分場に埋め立てる量をできるだけ少なくするようにする、その取り組みが非常に重要になる。そういう意味で私、さきほどちょっと言いましたが、ばいじんも県外に相当出していますが、あれも県内にもそういう適正に処理できるセメント工場が1件もないんですね。それで県外にお願いしてやってもらっているという状況なんですね。そういうことも頭に入れて、いかにそういう廃棄物の減量化、あるいはリサイクルできるものはリサイクルしていく、そういう姿勢、方法を推進していかないと、なかなか目標達成は難しくなるのではないかと思います。

議長

はい、ありがとうございます。そのような状況で非常に厳しいところではありますけれども、目標としましてそのような方向で取り組むことで御了承をお願いしたいと思います。産業廃棄物の部分にはいった部分もありますが、全体にわたりまして何か御意見等ございますでしょうか。

新妻委員

ページで言うと、51ページから53ページなんですけれども、立地規制ということで、県の役割のところ53ページの、処理後のことで、私も部会をお願いしてお話させてもらっていたところだったんですけれども、県の役割と処理業者の役割の内容がリンクしているべきだと思うんですね。例えば県の役割の53ページの産業廃棄物処理施設の確保の51ページの処理業者の産業廃棄物処理施設の確保の、下から2行目ですけれども、これとリンクしているべきものだと思うんですね。この内容が幾分違っているということで、一番大切な指導要綱というのが抜けているんですね。51ページの処理業者の役割のところの、産業廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に定める構造維持基準となっているのですが、立地規制は指導要綱のところに出ているものですから、ここは指導要綱をいれていただきたいということ、それから52ページの1行目の地域との共生を図りますとあっさり書いてあるんですが、合意形成を図るというように具体的にもっとはっきりした形で県の役割には書いてあるんです

ね。これなどもちゃんと統一して欲しいなということです。それから に関してなんですけれども、廃止するまでの間ということで、県の役割のところは加筆していただいたんですけれども、処理業者の役割はこの にそれが書いてあるんですけれども、廃止するまでの間のところ、やはりこもちゃんと書いていただけたらと思いますね。やはり埋め終わった後に業者の人たちが倒産ということをしてですね、常套手段としてやられていて、宮城県の村田町の竹ノ内産廃なんかは、県が700億もかけて処理をし直さなければならないんじゃないかなんて話も出ているんですね。ですので、この廃止するまでの間というのはどういうことなのかということをしっかり明記してほしいと思います。それは県の役割の方では書いてあるんです。業者の役割のところにもそのことをちゃんと加筆していただきたいと思います。

議長

ただ今、新妻委員から産業廃棄物処理施設の役割のところ、県の役割の方では書かれている部分が、処理業者の役割のところ、どうも文言が抜けている部分があるんじゃないかというふうなことでございますけれども、これに関しまして事務局いかがでしょうか。

事務局（河津参事）

今、ご指摘のあったことについて、1つは部会の方での議論がなかったことがあります。この中でどう書いていくかということは確かにあるかと思えます。業者としての役割と県としての役割は自ずと当然に違う部分も出てくるという見方もありますし、また一方では、今、新妻委員からご指摘があったように統一を図るべき部分もなきにしもあらずということであると思えます。そういう意味で部会としても議論がされていない中で、もしよければ会長、そして部会長の中で検討していただければと思います。

引地部会長

確かに埋め立て終了後の終わるまでの期間も重要で、最近、埋立業者の間で積立をやっていて、終了後も何かあってもそれに補填できるような制度といえますか、そういうものを考えて、処理業者、最終処分業者が集まってそういう協力金というか積み立てていこうという方向で動き出しているようです。処理業者の方にしても対策はとられていると思います。それを文章に表現するのは大切かと思えます。

議長

処理業者の方にしましても、そういう体制に進みつつあるということで、ご理解していただいでよろしいでしょうか。文言の方で部会長、ただ今、新妻委員から出ましたのは、指導要綱の部分と合意形成を図るというふうなところの関連性、それから廃止するまでの間というふうな、私を感じる点ではこの3点につきまして整合性をということが新妻委員の御意見だと思うんですが、それにつきまして部会長、文言等を含めていかが考えるか、もしくは審議会全体で部会長と私の方に御一任いただき進めるかということであろうかと思えます。

中井委員

先程の新妻委員の質問に関連してなんですけれども、指導要綱の部分については、これ行政指導なんですよ。ですから指導要綱を遵守するというような表現は、ちょっと文言に入れるのはなかなか難しいのではないかなという感じがします。行政手続法で行政指導というのは相手方の合意に基づいて進めるべきだということが明記されていますので、相手方がその指導要綱に従わない場合に、不利益をしてはならないとかいうことも行政手続法で定められてい

るので、県の方として指導要綱を遵守するというのとはなくはないのですが、事業者側に対してそれを遵守するというのとはちょっと法律的にいろいろ難しい面を含んでいると思います。

新妻委員

今の御意見なんですが、産業廃棄物条例などには指導要綱などにも従ってという文言が入っているので指導要綱もちゃんと見てくださいということになっているので構わないのですが、例えば水道水源に作ってはいけないということは指導要綱にしか書いてないですよね。ですのでわざわざ指導要綱という文言を入れて欲しいということです。

議長

その部分に限りますと、51ページの下の方ですね、一番下に条例で定める構造維持管理基準や関係法令を遵守し安全性と信頼性を向上させというふうな中に、中井委員の意見のような社会的な良識の下にというふうなものが入っているというふうなことと考えてよろしいんでしょうか。その辺は。

引地部会長

見直しについては、会長と事務局と議論して検討するというところでどうでしょうか。基本的な姿勢については現れているので、詳細について具体的にということなんでしょから、後は事務局の方に任せていただければ、皆さんの意見を踏まえて、検討するというところでどうでしょうか。

議長

今、新妻委員の方から御意見が出た、大まかには3点ございますけれども、そこに中井委員の方からお話のありました行政法的な措置とかこれも入って、一方審議会としましては、できるだけ処理業者の方としても合意形成とか廃止するまでの間等につきましても良識ある対応を処理業者の方で進めていただくという背景等がございます。その面では今部会長からお話がありましたように部会長と私の方に御一任いただくということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは時間も少し過ぎているところではございますけれども、全体にわたりまして他にお気づきの点等ございますでしょうか。

後藤委員

29ページの第3章産業廃棄物以降の点についてなんですけれども、一点だけ伺いたいのですが、過去のトレンドをグラフ化するというものは、一般廃棄物の方は平成6年からグラフがあるんですけども産業廃棄物についてはそれが無い状況。平成17年度の調査結果を基に未来を推計するというふうになっていますが、過去のトレンド、例えば調査は5年おきですので、平成5年位から5、10、15というようなことはできないのかということ伺いたい。

事務局(河津参事)

トレンドというのは、例えば39ページのようなものでしょうか。

後藤委員

平成10年の実態調査をみると、最終処分量は120万トン位なんですね。それが15年度だと60万トン位になっていて、その数値だけを比較すると最終処分量の削減はものすごくまくいって、激減しているというふうにも読めるんですけども、ここに上がっている資料だと現状をベースとして将来漸増していくという仮定になっていますよね。5年前と比べると激減しているのに、これから1年ごとの先について漸増していくという論理は、もしかしたら推計方法の問題もあるんだとは思いますが、どちらを信用したいのか、ちょっと気になったものですか。

事務局（河津参事）

今のお話は最終処分量の話でしょうか。発生量自体は相当に上がっているんですね。確かに最終処分量としてはがたっと下がってきているのが現状です。その部分については、たしかに表としてはここに出していません。

後藤委員

39ページの表でも平成22年度の最終処分量は上がっていますよね。このトレンドがどこから出てきたかです。

事務局（河津参事）

これはいわゆる発生量のトレンドですね。

後藤委員

39ページの表の15などは、平成15年度の最終処分量となっているところが、平成15年度の615から平成22年が657に上がっているというトレンドが出ているんですけども、これはどう解釈できるのかということです。

事務局（河津参事）

これは15年から22年度は最終処分量は上がりますよということですね。61万5千トンから65万7千トンに上がっていく。その意味ではトレンドの話としては上の方と相違ないのかなと思います。過去の平成10年度から比較するとがたっと下がっていることは間違いないんです。それは実際にある訳ですけども、そのトレンドはこの表には反映されていないというか。ただ実態調査は5年毎のデータしかないということがあります。結果的にそうなっているといいますが、そのほかの最終処分量のトレンドというのは、5年毎しかデータがないのでなかなか出せない状況にあります。

後藤委員

一般廃棄物は過去のトレンドを、全体の発生量、リサイクル量、最終処分量と分けて過去の10年位のトレンドを描いているのに対して、産業廃棄物はこの現在の調査プラス未来ということに限っている訳です。それがなぜかというところを、過去を押さえられるのなら押さえた方がいいのではないかと、計算結果が曖昧な点はある部分もあるとは思いますが、それを認識した上で、過去と今と未来を描いたらいかがかなと思いましたので。

事務局（河津参事）

実態調査から言いますと、結果しかないものですから、その場合にも過去のものがそのまま

下がっていくというふうには今回の調査にも出てきていないという現状です。最終処分量がこのままトレンドでいくとすれば、ある意味で過去5年に遡ったデータがなかなか今後の将来予測をするにあたって、ある意味で参考になっていないという現象もあります。将来を見るときトレンドになかなか参考値にならないというデータではあります。

後藤委員

もし参考にならないのならそれを明記して、新たな調査結果を基に未来を予測すると断り書きを入れていただければいいと思うんですけども、やはり過去の延長線上に未来があるというふうにと考えると、アップダウンを全く見ないで未来を描くというのはどうかと思います。

事務局（河津参事）

データとして過去のデータが5年ごとしかないという現実があります。なかなか評価自体の記述がなかなか難しいということがあり、その辺も含めて議論させていただいたというふうを考えています。

議長

表示の上で、流動的な根拠もあるために数値としてこういう部分も考えられるけれどもというふうな断りがあったほうがいいのかもかもしれませんね。

引地部会長

今の後藤委員に対してですが、かつては発電所にしても石油系の燃料が中心だったんですが、値上がりにより火力発電、石炭を使用するものが非常に多くなってきたんですね。それが近年どんどん増えている。そうすると焼却した後の焼却灰が非常に多くなり、セメント業界などに使ってもらえばいいのかもしれませんが、なかなかそれも難しい状態にきていて、最終処分に埋め立てる量が増えてきている。かつて10年前というか、そういう時期に予想したものではありません。社会情勢が変わってきている。それで当初考えた最終処分量と17年度を対象としてやった処分量が大きく変わってしまったんですね。こういう現実を基にして平成22年度を算出しますとこういうパーセンテージからも最終処分量が多くなってしまいます。そういう社会の流れというか、経済環境の状況が変わってきている、そういうことなのであまり昔のデータを基にして考えると適応できなくなるという部分があるということと併せて考えていかなければいけない。そういう意味で17年度に再度検討して22年度に目標をもっていった方がという方向でということも動いてきています。そういう状況を踏まえてやらないといけないので、確かにグラフに示すことは大切かとは思いますが、状況としてはそういうことで大きく変化している、一例として焼却灰のことを言いましたが、最終処分量がなぜ増えたのかという状況は、文章に示すことは必要かとは思いますが。

議長

それではだいたい御意見も出たかとは思いますが、時間的にも予定より20分近く過ぎていることもございます。それで全体をみてみますと、今回、見直し案につきましては21ページのところで、先ほど御意見がございました、一番下の文言の一部訂正、それから次に産廃の方で29ページから39ページの間のところ、将来の試算のところ、1つの断り書きを入れた方がいいのではないかという方向があるかと考えます。それから51、52、53ページのところで、処理業者の役割のところ、県の役割のところ、立場が違いますために文言を必ず一致させるということは微妙なところもございますけれども、そこにつきましては検討するという3点があるかと

思いますけれども、そんな形で、基本的な方向性といたしましては概ね一部文言の修正はございますけれども答申案につきましては御了解いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それではこの趣旨に沿いまして環境審議会といたしまして答申をとりまとめたいと思います。知事への答申書の作成につきましては、引地部会長と会長の私の方に御一任いただくということによろしゅうございますか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは議事の1番の福島県廃棄物処理計画の見直しの審議につきましては終了にしたいと考えます。なお知事への答申につきましては2月16日に行う予定でございます。

それでは続きまして、議事の2番、平成18年度水質測定計画につきましては、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局(新妻水環境グループ参事)

それでは、私の方から御説明いたします。諮問の内容に沿って、説明を申し上げて、資料はだいぶ多ございますので、参考資料的にお配りいたしました分厚い方を使いながら、ご説明いたします。

(資料2-1、2-2により説明)

議長

ただ今、事務局の方から平成18年度水質測定計画で、まず1つは公共水域での水質測定計画、もう1つが地下水の測定計画、この2点についてご説明がございました。この件につきまして、御意見・御質問等いかがでしょうか。最初に公共用水域の水質測定計画についていかがでしょうか。

基本的には、環境省の水質保全局長及びそれから国土交通省の河川局の考え方に従って増減があるということでございます。

新妻委員

トリハロメタンの測定についてですが、昨今、水道水の中のトリハロメタンが非常に話題になっており、県でも13河川15地点で調査するとのことですが、予算のこともあると思うが、水道水源に関わる河川ではなるべくトリハロメタンの調査を今後進めていくようにしていただきたい。

事務局(新妻参事)

現在測定している地点は全て水道水源の取水地点であり、そのうち表流水を取水している場所です。表流水の他は地下水や伏流水等を取水している場所もありますが、その場所は除いて行っています。ただ簡易水道までは把握できていないので、簡易水道の取水地点を測定しないことは御了承していただきたい。

議長

新妻委員、よろしいですか。

新妻委員

今後の方針として、簡易水道や地下水等も測定し、なるべく測定地点を増やしていく方向でお願いしたい。

事務局（新妻参事）

福島県内に簡易水道は数千ヵ所あるので、全部を把握することはなかなかできません。トリハロメタンの測定をこの計画の中にどこまで盛り込むかですが、水道事業者側と我々環境調査する側との役割分担において、我々としては公共用水域の表流水を取水している所を調査し、簡易水道に関しては水道事業者あるいはそれを監督する機関が調査することとしたい。水道事業者等にはそのような意見があったことを申し伝えたいと思います。

畠山委員

地下水において新たに汚染のあった場所が何ヵ所かあったとのことですが、工場等で薬品や有害物質を使用していれば当然そのことを然るべき場所に報告し、それにより調査項目も決めていると思いますが、工場が製品や工程等の変更により使用している薬品や有害物質の種類が変更した場合にも把握しているのでしょうか。対象としている項目、地点が多だけに、非常にポイントを絞ったやり方をやらないと大変なことだろうと思うのですが、そのことも加味して御質問したかったことは、新たに汚染が見つかった所は規制等で問題があったのか、それとも調査項目等に問題があったのか教えていただきたい。

事務局（新妻参事）

有害物質は27項目ありまして、それらを使用している工場・事業場は水質汚濁防止法に基づく届出が必要になります。そのため、新たに使用したり、使用する有害物質を変更する時等は届出がなされているので把握しております。概況調査の1つとして有害物質工場・事業場周辺調査を行っておりますが、この調査はそういう工場等を狙い打ちして行っています。この調査により、去年は3ヵ所汚染が発見されております。汚染物質はトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物でございますが、これらの物質は浸透性が強いので、少しでもこぼれると地下水まで流れていってしまいます。そのため取扱いを厳重にするように指導はしておりますが、過去に規制がない時代に使用したことによる汚染もあるため、現在、地下水汚染が発見されていません。

それからもう一つ、近年、増加しているのは、硝酸性窒素、亜硝酸生窒素の汚染であります。これは果樹地帯あるいは畑作地域で多く汚染が発見されております。この原因としては肥料の与え過ぎにより、余分の窒素分が酸化されたためと考えております。農林水産部の方で農薬や化学肥料の適正施肥を指導しており、現在、対策はなされていると思われませんが、農林水産部にも更なる指導をお願いしたいと思います。

ただし、過去に窒素肥料を与え過ぎているため、現在、硝酸性窒素、亜硝酸生窒素の地下水汚染が見つかったのが現状でございます。

議長

ありがとうございます。ただ今のような状況ということでございます。地下水測定計画の中に踏み込んでいるようですので、この水質測定計画全体にわたりまして、他に御意見がありますか。

新妻委員

公共用水域測定について頻度を整理されていますが、頻度が少なくなった分、他の調査をしていただくことができないのでしょうか。例えば環境ホルモン等は水質調査だけではなく評価が難しく、ムラサキイガイのような付着している貝や底質の泥や砂を調べるといろいろなことが分かったりするのですが、これらの調査の計画はあるのでしょうか。

事務局（木村大気環境グループ参事）

大気環境グループです。私どもの方で化学物質を担当しているのでご説明いたします。ダイオキシン類と環境ホルモンの調査についてですが、ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法で環境基準や測定計画作成等が定められていますので、法律に基づいて測定計画を作成し調査しております。これは、大変恐縮な話なんですけど、行政サイドで作成し調査するようになっているので、現在は、審議会に諮らず進めさせていただいています。この調査結果については公共用水域等と同様に公表しています。

また、環境ホルモンについては、法律で定められてないので、県が独自で調査計画を作成して調査しております。環境ホルモンは生態系への影響もございますので、水生生物も含めて調査しております。

議長

そういうことでよろしいでしょうか。他に全体にわたりましていかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ただ今事務局の方からご呈示のありました公共用水域の水質測定計画について、及び平成18年度の地下水の水質測定計画については、この方向で進めるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。

堀金委員

事務局にお願いしたいのですが、1年間この計画で調査すると思うのですが、所々間違いが見られます。例えば2ページの公表の欄には18年度の調査結果を18年7月末に公表となっていますが、これで正しいのですか。1年間分を公表するのではないのですか。

事務局（新妻参事）

それは19年7月の間違いです。毎年前年度の結果を7月に公表していますので、申し訳ありませんが19年の間違いです。

堀金委員

事務局の方は忙しくてこればかりやってられないと思いますが、他にも、猪苗代湖の調査が新たに導入され、4ヵ所の河口付近で調査するということですが、48ページの地図を見た場合に、この地図に2つの河川名は記載されているのですが、それ以外の河川はどこにあるのか記載されてません。猪苗代湖を勉強の課題にし学習教材として使用した場合に、記載されていない川の河口はどこにあるのか分かりません。これらの資料は提供する前にもう一度よく見ていただき、きちんとした文書で出していただきたい。

事務局（新妻参事）

猪苗代湖補足調査の調査地点は地図には記載しておりません。48ページ等の地図には、公共用水域の類型指定がなされている地点及びその補助地点である別表4～6の部分についてのみ記載されております。そのため、トリハロメタン生成能や今回追加した猪苗代湖補足調査の地点は地図に記載されていないのですが、今の御質問を聞いて必要性を感じましたので検討したいと思います。

議長

できるだけ分かりやすく書いてあると、こちらも考えやすいので、よろしくお願いします。

それでは、その次といたしまして、水質環境基準類型指定の見直し等について、事務局の方からお願いします。

事務局（新妻参事）

（資料3-1、3-2、3-3、3-4、3-5により説明）

議長

はい、ありがとうございました。

逢瀬川に係る水質環境基準類型指定の見直しについて、東山ダム貯水池等に係る水質環境基準暫定目標の見直しについて、東山ダム、千五沢ダム、それから小名浜港に係る水質環境基準暫定目標の見直しについてご説明ありました。

それでは、最初に類型指定の見直しについて逢瀬川につきまして何かご質問等ございませんか。

ここは下水道整備によりまして少しずつ水質が改善されてきたということで、B 類型指定をC 類型ということでございますけれども、

よろしゅうございますか。

（異議無し）

ありがとうございます。

それでは、3番の東山ダム貯水池等に係る水質環境基準暫定目標の見直しについてですが、まず、東山ダム貯水池に係る水質環境基準暫定目標の見直しにつきまして如何でしょうか。

これは、暫定目標の期間を延長するものでございます。それから、ほとんどが自然汚濁でございますので、大きな問題はないと思いますが、よろしゅうございますか。

（異議無し）

ありがとうございます。

次に千五沢ダム貯水池に係る水質環境基準暫定目標の見直しにつきまして如何でしょうか。千五沢ダムそのものが富栄養化が進んでおり、その水を利用している石川町のみなさんご苦労されている訳ですけれども、暫定目標といたしましては22年度までCOD、全窒素、全燐をそのまま延長するというところでございます。

よろしゅうございますか。

（異議無し）

ありがとうございます。

最後に小名浜港に係る水質環境基準暫定目標の見直しにつきまして、17年度までの全窒素の暫定目標0.8mg/lと設定したところでありますけれども、これを平成22年度0.7mg/lの目標としたいということでございます。

事務局（新妻参事）

誤字がありましたので訂正願います。

小名浜港に係る水質環境基準暫定目標の見直しについての上から2行目、全窒素0.4mg/lを0.6mg/l、全燐0.03mg/lを0.05mg/lに訂正願います。申し訳ございませんでした。

議長

この見直しにつきましては、この線で進めるということによろしゅうございますか。

（異議無し）

ありがとうございます。

後藤委員

一点だけ質問をさせていただきたいのですが。

全体を通じて汚濁負荷量を推定されているのですが、原単位を提示していただくのが可能かということと、どのような形で県が推定システムを持っているのか教えていただきたい。また、下水道の流域情報を地理情報上に統合しておかないと流域別に集計して変化をみることが難しいと思う。地理情報と結びついているのなら流域の中でも排出負荷量の多いところ、少ないところ色分けし表示したりできると思うのだが、実情を教えていただきたい。

事務局（新妻参事）

千五沢ダム貯水池に係る水質環境基準暫定目標（資料3 - 4）の14ページのような負荷量を算出する際に使用しました原単位についてですが、農業集落排水や下水道等につきましては、立入調査結果がある場合はその値を使用し、ない場合は流域別下水道整備総合計画等の原単位等を使用して負荷量の計算を行っています。また、観光客につきましては、日帰り客は流域別下水道整備総合計画の原単位を使用しておりますが、宿泊客は原単位がありませんので旅館業の立入調査結果を使用しております。流域につきましては、流入各河川毎に負荷量を計算しています。流達率につきましては21ページのように流入河川毎に計算しております。河川毎の流達率で各河川の距離は勘案していません。

議長

この負荷量の算定等につきましては、いろいろな状況もあると思いますが、ある程度基本線に進めないと難しいところがございますので、状況によりましては後藤委員と事務局とで情報交換もあって良いのではないかと思います。

よろしく願います。

引地委員

小名浜港のことですが、ここでは窒素と燐について述べておりますが、地元に住んでいる者

として非常に気になるのがゴルフ場が集中していることと、事業所が多いことです。その排水が流れていく先の河川等のデータが気になります。魚介類にも影響するので、水の分析だけでは把握しきれない面があると思います。底質もあわせて調査しないといけないと思うのですが。

事務局（新妻参事）

底質の再溶出の問題は、窒素も燐もありますが、この部分はpHの変動、海水の流入量その他の項目に左右されるため解析が非常に困難であります。底質の影響を勘案して解析を行えばよりベターな将来予測ができるが、今回は負荷量により計算させていただきました。小名浜港につきましては、従来からすす水等の問題がありまして、夏場に窒素の濃度が高いので溶出の可能性があります。再溶出を定量的に求めるのは非常に難しい状況にあります。小名浜港につきましては、農地よりは工場排水の負荷量が高いという特徴があります。例えば資料3-5の14ページの表の中のA-Bの欄中の全窒素負荷量についてですが、全体の負荷量が5,400kg/日となっており、その内産業系が4,425kg/日とほぼ82%をしめています。小名浜港には重工業地帯がありまして化学肥料をつくっている会社がありますので負荷量的には多くなっています。ただ、排出基準値は日間平均で60mg/l、最大で120mg/lですが、それに対して工場・事業所は最大でも約20mg/l程度の基準より低い濃度で努力をしています。しかし排水量が多いため負荷量といたしましては大きい値になってしまうということです。今、いわき市では工程の見直しということで排出負荷量削減のための指導を行っています。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、3件の大きな審議を提案することといたしまして、ここで若干休憩を取りたいと思います。

4時10分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(休憩)

議長

それでは、審議を再開したいと思います。

なお、確認でございますが、1番目の福島県廃棄物処理計画の見直しにつきましては、3点ほど検討事項が残ったので、部会長と私の方で総意に沿って修正すると、それから2番目の平成18年度の水質測定計画及び水質環境基準類型指定の見直し等につきましては、基本的には諮問の内容をもちまして本審議会の答申としたいと思いますけれどもよろしゅうございますか。

(異議無し)

ありがとうございます。

それではそのような方向で本日ご承認いただきました3つの議事については知事への答申書を委員の皆様方へお送りさせていただきたいと思います。

それでは議事の4番その他でございますけれども、ア 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について事務局からご説明願います。

事務局(河津参事)

それでは、私の方から福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について概要を説明したいと思います。

(資料4-2により説明)

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の案につきまして概要の説明がりましたが、この件につきましてご意見、ご質問等はございませんか。

畠山委員

P C B 廃棄物については行方不明などの報道も時々あるが、県としてどの程度把握しているのか。

事務局(河津参事)

県として各事業場がどの程度P C B 廃棄物を保管しているのかを種々の方法で把握に努めていくことがポイントと考えています。昔あった工場が現在はなくなっている場合などもあり、行方を全て確認するのは難しいのが現状です。

県としては保管事業者に届出義務をP Rしながら行政へ届出いただいて、P C B を含有しているのかどうか確認していただくようなP Rの方法についても考えていきたい。

議長

はい、ありがとうございます。非常に重要なところかと思しますので、できる限り県民の協力を得ながら進めていくことでよろしくお願ひしたいと思います。

大越委員

県内を3つのブロックに分け、処理を進める計画であるが、順番はどのように考えたのか。

事務局(河津参事)

処理施設の建設予定されている北海道室蘭市への収集運搬方法については、鉄道、トラック、フェリーなどの方法が1道15県で検討されているところです。県内においては幹線道を有し、積雪も少なく最もP C B 廃棄物を集積しやすい中通り地方を初めに行い、次に積雪の少ない浜通り地方、これらの経験を踏まえて積雪の多い会津地方を最後に収集運搬して処分する計画としたものです。

長澤委員

P C B の処理にはかなりの資金が必要と思われる。P C B 廃棄物の処理に係る資金について、具体的にはどのような方策を考えているのか。

事務局(河津参事)

中小企業者への助成措置が制度的に出来ておりまして、県は毎年3,400万円を基金に拠出しており、全国では国を含め毎年40億を基金に積み立てしています。この基金を活用することによって、中小企業者の実質的な負担は約3割に軽減されることとなります。

長澤委員

その他にPCB処理として県の事業費が入ることはないのか。

事務局(河津参事)

県としては毎年3,400万円を基金に拠出して中小事業者の負担軽減に努めていきたいと考えています。その他は実際にPCBを使用していた事業者の負担と考えています。

長澤委員

県の毎年3,400万円の負担は平成27年まで変更はないのか。見直しするのか。

事務局(河津参事)

各県の負担額については環境省において保管台数などに基づき見直していく方向と聞いています。

中井委員

PCB廃棄物の北海道への収集運搬については、核廃棄物の運搬の様にかなり厳格に行うことになっているが、収集運搬に非常に力点があって、現在保管されているものについての厳格な管理がどうなっているのかなど、非常にアンバランスを感じたのですが、収集運搬は各県足並みをそろえて、あるいは時期を考えてというあたりを強調されているのはどのあたりにあるのか、北海道に気を遣われているのか、というような気もするのですが、そのあたりをお伺いしたいのですが。

事務局(河津参事)

もともとPCB廃棄物については、特別管理産業廃棄物に該当するため、既に法律の中で表示義務とか建て屋の構造であるとか厳格な、厳しい管理が義務付けられています。そこで収集運搬についてもそれに見合うだけのきちんとした対応をしていきたいという基本的な考え方です。決して保管の方が弱いというものではありません。

畠山委員

郡山市での保管量の結果で見ると、電力会社で使用していた数はこの程度なのか。現実に保管量されているだけの数ではないのか。数の信憑性についてはどうか。

事務局(河津参事)

事業者がきちんとした管理を行うという前提にたって処理を進めていくものであり、電力会社、JRについてはPCB廃棄物についても法律に基づききちんとして管理されていると考えています。先ほど説明させていただいたように、数が少ないということであれば保管量から漏れている可能性はありますが、今後、PRなどを進めていきたい。

議長

保管の状況等を県民に広くPRして、事業者についても県の十分な対応をお願いしたいと思います。

このような計画で策定することについて環境審議会としては、報告事項ではありますが、了解することといたします。

(異議なし)

ありがとうございます。

次は、市町村合併に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域等の指定につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局(木村参事)

それでは、資料5に基づきましてご説明させていただきます。

(資料5により説明)

議長

はい、ありがとうございます。

只今ご説明をいただきました件は9月26日の審議会で報告があった内容でございます。従いまして、特にこれということは無いかと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議無し)

ありがとうございます。

それでは、最後に2月6日の環境審議会でご説明がございました福島県地球温暖化対策推進計画につきまして、先日の委員からのご意見等を踏まえまして、調整した内容について説明をお願いします。

事務局(斎藤環境活動推進グループ参事)

6日にいただいた意見、それからその後FAXできました意見を踏まえまして修正させていただいております。

(資料6 - 2により説明)

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま、前回に引き続きまして福島県地球温暖化対策推進計画につきましてご説明をいただき、また、各委員の皆様方からのご意見等もご紹介いただきました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

新妻委員

生ゴミのところなんですけど、バイオマスエネルギーをハイテクプラザかなにかで研究して、推進していくっていうのが、たしか循環型条例か県の方針かなにかに入っていたと思うんですけど、そういう感じで取り上げることは出来るんでしょうか。

事務局(斎藤参事)

今、具体的に生ゴミの処理についてはモデル事業的にやっているところがございます。それについては、ハイテクプラザの研究成果を生かすとかたちあるいは今、ハイテクプラザがやっているのは、風力発電の小型化など、行政としての研究開発を進めるという部分については、このなかで、若干書き込んでいる部分があるんですけど、生ゴミという直接的な表現では書いてありませんが、トータル的にそういうところで進めると考えています。

新妻委員

もう一点、FAX に書かせていただいたのですが、やっぱり、正しい情報が何なんだろうというのが、まだみんなに伝わってないのが地球温暖化ではないかと思うんですね。アイドリングストップに関してなんですけれど、ある方から聞いたんですが、講義で聞いたときに 10 秒でもアイドリングストップしなさいと言われたんですね。私あの資源エネルギー庁の省エネ推進員になっているんですけど、そこで、講義でトヨタ自動車の方がこのことについてお話された時はですね、エンジンを始動するときにかかるエネルギーがあるので、3分以上じゃないと意味がないです。と、おっしゃってたんですね。そういうことで、まだ正しい情報がなかなか伝わってこないのではないかという気がするんですね。まあこの教育って事に関連するのかなという気がしているのですが、やっぱりそのへんをすっきり見せて、県民にお願いしていかないと誤解して書いて出してしまった、となりかねないと思います。

事務局（斎藤参事）

アイドリングストップを含めて、例えば具体的な数字、アイドリングストップで言えば、十分間アイドリングをストップすれば、これだけの燃料を節約し CO2 を削減できるということで、もっと正確な数字を使いながら、いろんな場面でパンフレットの作成、いろんな講習会などをして、どんな場面でも活用していきたいと思います。

議長

あとそれからもう一件あるかと思うんですが、この会場が 17:10 まででして、ひとつまとめとしなきゃいけないようですが、事務局といたしましては、今後この地球温暖化対策推進計画の予定の方向性を示していただければ幸いです、お願いします。

事務局（斎藤参事）

温暖化計画のとりまとめの今後のスケジュール的なものを若干ご説明させていただきますと、できれば今日、時間的な枠がなくて申し訳ありませんけれども先週と同じですね、できれば、同じようなかたちで御意見、FAX 等で私どもの方にお伝えいただければ、そういったものを参考に修正、見直ししていきたい。今後はみなさまのそういったご意見をいただければふまえますし、庁内での意見集約を行っておりますので、若干時間ございますので、ぜひ私どものほうに、さまざまな御要望をいただければと思います。そういったものを整理しまして、庁内の意見等を集約しながら、さまざまな協議をしながら検討していきたいと思います。

議長

というふうな方向で、事務局としては進めているということでございます。ご意見等まだまだあるとは思いますが、全体の予定より 30 分以上遅れております。意見などはペーパーなどで出していただいて、それを事務局のほうからとりまとめかた等をお願いしたいと思います。そういうふうなところで事務局のほうもよろしいですか。

事務局（斎藤参事）

FAX 番号の確認。024-521-7928、私どもの環境活動推進グループまで大変御足労ですが、御意見頂きたいと思います。

議長

ひとつ御協力をお願いします。本日の議事を終了し、また司会のほうの下手際で遅れたこと
をお詫び申し上げ、審議のご協力いただけたことを感謝申し上げます。
どうもありがとうございました。

司会

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。